

関係団体 各位

愛媛県信用保証協会
会長 吉野内 直光



「中小企業の会計に関する指針」に基づく保証料割引の改正について

早春の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

平素は、当協会業務につきまして、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、現在、財務諸表が「中小企業の会計に関する指針」（以下「指針」という。）に適用していることを確認できる中小企業者及び会計参与を設置している中小企業者に対して保証料率の割引（0.1%）を行っておりますが、今般、別紙の通り、「指針」に基づく保証料割引についての運用を平成24年4月1日（平成24年4月1日以降に終了する事業年度の決算書類から適用する。）より改正することといたしましたのでご連絡申し上げます。

なお、改正の概要は下記の通りです。

追って、貴連合会傘下の各団体へのご周知方につきましてもお願いいたしますとともに、今後とも一層のご支援、ご協力を賜りますよう併せてお願い申し上げます。

記

（改正概要）

1. 必要確認項目（別添）が一つでも「指針」に沿って会計処理されていれば割引対象としていたが、今回すべての項目が「指針」に沿って会計処理されていることを必要としました。
ただし、該当する勘定科目のない場合又は「確認事項」に該当する事実がない場合は「無」でもかまいません。
2. 複数回にわたり同一の公認会計士又は税理士から、故意・過失を問わず事実と異なった記載のある「確認書類」が提出された場合、当該公認会計士又は税理士が確認者となった「確認書類」では、爾後1年間「指針」に基づく割引は行わないこととします。
3. 上記2. の運用に併せて当該公認会計士又は税理士より「個人情報の取扱いに関する同意書」（別添）を徴求することを条件としました。

（お問い合わせ先）

愛媛県信用保証協会

業務統括部審査課

TEL 089-931-2116（課直通）

FAX 089-931-2107

【保証料の中小企業会計割引の取扱いについて】

1. 「中小企業の会計に関する指針」の確認方法

保証申込を行った中小企業者から、当該中小企業者の財務諸表の作成に携わった公認会計士又は税理士により、「中小企業の会計に関する指針」（日本税理士会連合会、日本公認会計士協会、日本商工会議所および企業会計基準委員会が策定・公表し、平成18年4月以降に改正したもの。以下「指針」という。）のすべての項目について適用状況の確認が行われていることを示す書類（以下「確認書類」という。）の提出を受け、事実と異なる記載が認められない場合に割引を行います。

同一決算期内で複数回申込がある場合は、一度の確認でかまいません。

なお、当該「確認書類」は、一般に中小企業にとって蓋然性が高いと想定され別添の「必要確認項目」をすべて含み、かつ、そのすべての項目が「指針」に沿って会計処理されていることが必要となります。なお、当期において会計方針の変更があった場合には、その内容及び影響額を記載することとします。

また、税理士会から提出される「確認書類」に関しては、日本税理士会連合会が作成した「中小企業の会計に関する指針の適用に関するチェックリスト」（注）を推奨しますが、別に定める「個人情報の取扱いに関する同意書」の添付が必要となります。（税理士法人から提出された「確認書類」の場合は不要）。

（注）当該リストを使用して保証料割引を行う場合の留意事項

- ①確認事項のNo.9、10、13、15、16、18、20、22、24、34、36、37、47、48（*が付されている項目）が「必要確認項目」となりますので、NOがある場合は割引対象外となります。
- ②確認事項のNo.3、4、5、6、7、11、31、32、38、42、45、53、54、55、56、57、58については、必ず表示（注記を含む）を行うことが必要となりますので、NOがある場合は割引対象外となります。
- ③確認事項の最終に記載されている「上記以外の「中小企業の会計に関する指針」の項目について適用状況を確認したか。」がNOの場合は割引対象外となります。

2. 当協会の対応

当協会が作成者の公認会計士又は税理士の資格について確認を必要とする場合は、日本公認会計士協会又は日本税理士会連合会に照会します。

また、「確認書類」について事実と異なる記載を発見し当該税理士に照会しても解決できない場合に限り、「確認書類」の内容について、日本税理士会連合会及び各地方税理士会に照会・相談を行います。

複数回にわたり同一の公認会計士又は税理士から、故意・過失を問わず事実と異なる記載のある「確認書類」が提出された場合、当該公認会計士又は税理士が確認者となった「確認書類」では、爾後1年間「中小企業の会計に関する指針」に基づく割引は行わないこととします。

3. 会計参与の設置確認について

会社法に規定された「会計参与」を設置した会社も保証料割引の対象となります。この場合には、会計参与を設置している旨の登記を行った事項を示す書類（商業登記簿謄本）が必要となります。

同一決算期内で複数回申込があった場合は、一度の確認でかまいません。

必要確認項目

no.	項目	指針の内容の確認
1	金銭債権 (貸倒損失・	・法的に消滅した債権又は回収不能な債権がある場合、これらについて貸倒損失を計上し債権金額から控除したか。
2	貸倒引当金)	・取立不能のおそれがある金銭債権がある場合、その取立不能見込額を貸倒引当金として計上したか。
3	有価証券	・売買目的有価証券がある場合、時価を貸借対照表価額とし、評価差額は営業外損益としたか。
4		・時価が取得原価より著しく下落し、かつ、回復の見込みがない市場価格のある有価証券(売買目的有価証券を除く。)を保有する場合、これを時価で評価し、評価差額は特別損失に計上したか。
5		・その発行会社の財政状態が著しく悪化した市場価格のない株式を保有する場合、これについて相当の減額をし、評価差額は当期の損失として処理したか。
6	棚卸資産	・棚卸資産の期末における時価が帳簿価額より下落し、かつ、金額的重要性がある場合には、時価をもって貸借対照表価額としたか。
7	経過勘定	・前払費用と前払金、前受収益と前受金、未払費用と未払金、未収収益と未収金は、それぞれ区別し、適正に処理したか。
8	固定資産	・減価償却は経営状況により任意に行うことなく、継続して規則的な償却を行ったか。
9		・予測することができない減損が生じた固定資産がある場合、相当の減額をしたか。
10	引当金	・将来発生する可能性の高い費用又は損失が特定され、発生原因が当期以前にあり、かつ、設定金額を合理的に見積ることができるものがある場合、これを引当金として計上したか。
11	退職給付債務・ 退職給付引当金	・確定給付型退職給付制度(退職一時金制度、厚生年金基金、適格退職年金及び確定給付企業年金)を採用している場合は、退職給付引当金を計上したか。
12		・中小企業退職金共済制度、特定退職金共済制度及び確定拠出型年金制度を採用している場合は、毎期の掛金を費用処理したか。
13	収益・費用の計上	・収益及び費用については、一会計期間に属するすべての収益とこれに対応するすべての費用を計上したか。
14		・原則として、収益については実現主義により、費用については発生主義により認識したか。
上記以外の「中小企業の会計に関する指針」の項目について適用状況を確認し、「中小企業の会計に関する指針」に拠って表示(注記を含む)を行ったか。		